

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2020年9月
(第2回訂正分)

株式会社タスキ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売
出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2020年9月23日に
関東財務局長に提出し、2020年9月24日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2020年8月27日付をもって提出した有価証券届出書及び2020年9月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂
正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及びブックビルディング
方式による売出し（オーバーアロットメントによる売出し）45,000株の売出しの条件並びにその他この募集及び売
出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2020年9月23日に決定したため、これらに関連する事項を
訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂
正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあり
ます。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

2020年9月23日に決定された引受価額（616.40円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受
け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、
当該引受価額と異なる価額（発行価格670円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期
日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたしま
す。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規
則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格
に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をい
う。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「88,320,000」を「92,460,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「88,320,000」を「92,460,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 1 売出株式（オー
バーアロットメントによる売出し）」及び「第2 売出要項 2 売出しの条件（オーバーアロットメン
トによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又
は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「670」に訂正

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「616.40」に訂正

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「308.20」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき670」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(610円～670円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、670円と決定いたしました。

なお、引受価額は616.40円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(670円)と会社法上の払込金額(518.50円)及び2020年9月23日に決定された引受価額(616.40円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は308.20円(増加する資本準備金の額の総額92,460,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき616.40円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
(略)

(注)8.の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2020年10月1日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき616.40円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき53.60円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と2020年9月23日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。また、当該委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託します。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われます。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)3をご参照下さい。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「176,640,000」を「184,920,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「167,640,000」を「175,920,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額175,920千円については、2021年9月期にLiveMana事業の新築投資用IoTレジデンスの開発における建築資金として120,000千円、DayPay事業の運転資金及び立替資金として55,920千円に充当する計画であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「28,800,000」を「30,150,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「28,800,000」を「30,150,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「670」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1株につき670」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2020年9月23日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である村上三郎（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、45,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2020年10月23日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、2020年10月2日から2020年10月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。